

○国土交通省告示第百七十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年三月十日

国土交通大臣 前原 誠司

第1 起業者の名称 中日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線新設工事（紀伊長島インターチェンジ（仮称）から紀勢大内山インターチェンジまで）

第3 起業地

1 収用の部分 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字坂ノ谷、字向井田、字丹甫、字平サゴ、字風呂ケ谷、字井戸谷、字小屋ノ谷、字男谷及び字宇和ノ谷地内
三重県度会郡大紀町大内山字川口前地内

2 使用の部分 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字宇和ノ谷及び字伯父ノ谷地内
三重県度会郡大紀町大内山字柚谷、字米ケ谷奥、字イヤ谷、字宮ノ後及び字川口前地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字坂ノ谷地内の紀伊長島インターチェンジ（仮称）から同県度会郡大紀町崎字沖田地内の紀勢大内山インターチェンジまでの延長10.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道のうち、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項

に規定する高速道路の新設について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、中日本高速道路株式会社は、平成18年3月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する事業許可を受けていることなどから、起業者である中日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線（以下「紀勢自動車道」という。）は、尾鷲市を起点として、三重県多気郡多気町に至る延長約55kmの路線である。

紀勢自動車道が通過する東紀州地域は、カツオ等の水産物、尾鷲ヒノキ及び南紀みかんが特産物となっており、カツオ等の水産物及び尾鷲ヒノキは関東地方等に広く出荷され、また、南紀みかんは名古屋を中心とした中京地方に出荷されている。さらに、世界遺産に登録されている熊野古道や吉野熊野国立公園等の観光地にも恵まれており、これら水産物等の物流や観光は、そのほとんどを自動車交通に依存している。

しかし、東紀州地域を南北に結ぶ唯一の幹線道路である一般国道42号（以下「42号」という。）のうち、本件区間に対応する区間においては、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない箇所が多数存在し、また、自然災害による通行止めが行われるなど主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

本件事業の完成により、既に供用中の紀勢自動車道と接続され、高速自動車国道近畿自動車道伊勢線、近畿自動車道名古屋亀山線及び近畿自動車道名古屋神戸線等とが一体となって、東紀州地域と名古屋圏及び近畿圏との広域高速交通ネットワークを形成し、自動車交通の高速化及び定時性の確保が図られ、地域産業の発展及び地域生活の向上に寄与すること並びに自然災害発生時における42号の代替機能を果たすことが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である三重県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年11月に環境影響評価を実施しており、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成20年5月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するも

のと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ及びオオタカの飛翔及び営巣が確認されているが、有識者からなる自然環境保全対策検討委員会を設置し、クマタカについては当該委員会における検討結果を踏まえた対策により工事の影響が少ない場所への営巣の移動に成功している。また、オオタカについては営巣木が本件区間から1 km以上離れていること及び営巣木までの間に2つの尾根を介していることから、生息環境に与える影響は軽微であると認められる。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナツエビネ及びキンランの生育が確認されているが、工事施工前に確認調査を行い、工事による改変区域で生育が確認された場合には、移植を行うなど適切な措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、すべての発掘調査を完了しており、三重県教育委員会との協議により、記録保存等の適切な措置を講じている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、東紀州地域と名古屋圏及び近畿圏との広域高速交通ネットワークの形成及び定時性の確保等を主な目的とし、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成8年11月22日に都市計画決定され、平成19年11月30日に変更決定された都市計画と車線数を除き整合しているものである。

なお、本件事業の事業計画は4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、本件事業については、都市計画決定された区域の範囲内において、土工量、トンネル及び橋梁の施工延長、事業費等、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したが

って、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、東紀州地域と名古屋圏及び近畿圏との広域高速交通ネットワークの整備が必要と認められるとともに、できるだけ早期に42号の安全かつ確実な代替機能の確保を図る必要があると認められる。

また、三重県知事等が組織する中部圏開発整備地方協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 三重県北牟婁郡紀北町役場及び同県度会郡大紀町役場